

基準日後株主の取得価格決定申立と 株主平等原則 — エース交易決定の検討 —

Principle of shareholder equality
and the appraisal of the acquisition price of shareholder after record date

高 橋 聖 子
Satoko TAKAHASHI

要 旨

平成25年後半に続いた基準日後株主の取得価格決定申立の申立適格に係る議論である。裁判所は、申立適格を認める方向に進んでいる。しかし、問題点も幾つか存在する。その一つとして、株主平等原則との関係性がある点について示唆。

キーワード 基準日後株主 株主平等原則

I はじめに

本稿で取り扱う事例は、議決権行使に係る基準日後に株式を取得した株主の扱いについて、株式取得価格決定の申立適格が認められるとされた平成25年11月6日東京地裁決定であり、これに先立つ約1ヶ月前のセレブリックス決定⁽¹⁾、さらにその1か月前のグッドマン決定⁽²⁾に続くものである。本決定に先立つ二決定の解釈については争いのあるところであるが、本決定は、基本的に二決定と同様の立場に立つものであり、裁判所の立場をより明確なものとした決定であり、今後の裁判実務において、重要な役割を果たしていくものであろう。しかし、当然のことながら二決定とは事実関係において異なる部分があり、また本件独自の複雑な点が存在し、それを裁判所がどう扱ったということも注目に値する。さらに、三決定を概観することにより、明らかになっ

てくる論点も存在する。したがって、本件について、事実関係について詳細に紹介した上で、分析を試みる。

II 事案の概要

エース交易株式会社は、商品先物取引法に基づく商品市場（海外市場を含む。）における上場商品及び上場商品指数の先物取引（先物オプション取引を含む。）等を目的とする資本金32億4523万7950円の株式会社である。そして、平成25年6月7日の上場廃止まで、その株式をジャスダックに上場していた。なお、平成24年9月30日当時、エース交易の発行済株式総数は2064万4052株であり、うち371万8204株が自己株式であった。

本件は、ケイマン諸島籍の信託であるタイガー・トラスト、その100%子会社であるタイガー・ホールディングス・リミテッド（以下「タイガー・ホールディングス」という。）、タイガー・ホールディングスの100%子会社であるエース・インベストメント・インク（以下、「エース・インベストメント」という。）（以下、タイガー・トラスト及びその傘下グループ企業を総称して「タイガー・トラスト・グループ」という。）がかかわった、エース交易の非公開化の過程における事案である。

平成24年4月27日、エース交易の取締役会は、タイガー・トラストとの間で資本業務提携基本協定を締結する旨、及び、タイガー・トラスト・グループの1社であるタイガー・インベストメント・エンタープライズ・ホールディングス・エルエルシーに対し、3700個の新株予約権を割り当てる旨の決議をした。

同年6月28日、エース・インベストメントの取締役兼タイガー・トラストの受益者であるAと、タイガー・トラスト・グループの1社であるeワラント証券株式会社（以下「eワラント証券」という。）の代表取締役Bが、エース交易の取締役に就任した。

その後、タイガー・トラスト・グループは、エース交易の長期に及ぶ経営混乱を収束させ、成長軌道に乗せるための経営判断を実行するためには、エース交易の議決権の100%を取得することが必要不可欠であるとの理由などから、エース交易を非公開化することとした。

同年12月13日、タイガー・トラスト・グループの1社であるエボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシーより、エース交易に対し、「非公開化のご提案」と題する書面が交付された。同書面には、エース交易の株式の公開買付け及び非公開化についての提案（以下「本件提案1」という。）が記載されていた。

同年12月20日、エース交易の取締役会は、本件提案1に対する意見表明に関する意思決定から恣意性を排除し、公開買付価格の適正性を担保することを目的として、以下のように決議した。

基準日後株主の取得価格決定申立と株主平等原則

すなわち、〈ア〉弁護士二名及び公認会計士一名から成る第三者委員会を設置し、〈イ〉同委員会に対し①公開買付けの買付条件について、少数株主の利益保護の観点から、公開買付者との間で協議及び交渉を行うこと、②（i）公開買付価格を含む公開買付けの妥当性、（ii）エース交易が、公開買付価格を含む公開買付けの条件が一般株主に不利益なものでないと判断し、公開買付けに対する賛同意見を表明することの妥当性、（iii）公開買付け及びスクイーズ・アウト手続の公正性について調査の上、意見表明の在り方について答申することを委嘱すること。〈ウ〉第三者委員会の判断に従って公開買付けに関するエース交易の意見を決定すること。〈エ〉第三者委員会が財務アドバイザーを選任することを求めた場合には、エース交易の費用で第三者委員会が指名する者を財務アドバイザーとして選任すること。〈オ〉リーガル・アドバイザーとして、二重橋法律事務所を選任すること。

平成24年12月27日、第一回第三者委員会が開催され、財務アドバイザリーとして第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザリー株式会社（以下「トラスティーズ」という。）を選任した。

翌平成25年1月21日、エース・インベストメントはエース交易に対し「エース交易株式会社の非公開化に関するご提案」と題する書面を送付した（以下、この提案を「本件提案2」という。）。同書面には、以下のようなことが記載されていた。すなわち、〈ア〉平成24年9月30日現在の発行済株式総数からエース交易が保有する自己株式数を控除した株式数の3分の2に相当する株式数を下限とし、最大で100%に相当するエース交易の株式及び新株予約権の取得を目指す公開買付け（以下「本件公開買付け」という。）を実施し、その後、〈イ〉スクイーズ・アウト手続を行うこと、〈ウ〉公開買付価格はエース交易の普通株式1株につき280円とし、新株予約権1個につき6万円とすることなど、である。

第三者委員会は、エース・インベストメントに対し、エース交易を完全子会社化する目的及び内容、公開買付価格の算定根拠等について質問した内容の「質問事項書」と題する平成25年1月23日付け書面を送付し、エース・インベストメントから、同月25日付けで、回答を得た。その後、第三者委員会とエース・インベストメントの間で複数回にわたり、公開買付価格についての書面による申し入れとそれに対する回答が行われた。その結果、エース・インベストメントからは、平成25年2月7日、320円という公開買付価格の提案がなされた。トラスティーズは、第三者委員会に対し、平成25年2月7日付け株式価値算定書を提出し、また、「本公開買付けに本買付価格320円は貴社の少数株主にとって財務的見地から見て妥当である」旨の意見を記載した書面を提出した。さらに、リーガル・アドバイザーからの助言を得た上で、第三者委員会は、エース交易に対し「貴社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することは、妥当であ

ると認められる。貴社取締役会が、本公開買付けは適切な投下資本回収の機会を与えるものであることを認め、貴社株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することは、妥当と認められる。また、本取引に至る手続は公正であると認められる。」との答申を記載した平成25年2月7日付け答申書を提出した。

平成25年2月8日、エース交易の取締役会は、本件公開買付けに賛同の意見を表明すること、エース交易の株主に本件公開買付けに応募することを推奨すること及び新株予約権の保有者に対して本件公開買付けに応募するか否かは保有者の判断に委ねることを決議した。そして、同日、エース・インベストメントによる下記内容の公表と同旨の内容について公表するとともに、エース交易の取締役会において上記決議をしたこと公表した（以下、同日を「本件公表日」という。）。なお、エース・インベストメントによる公表は2月12日に行われた。

公表内容は、以下の通りである。①エース・インベストメントは、エース交易の完全子会社化を目的として、エース交易の自己株式を除く普通株式及び平成24年4月27日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権の全てを対象とする本件公開買付けを行うこと、②買付け等の期間を平成25年2月12日から同年3月26日まで（30営業日）、買付け等の価格を普通株式1株当たり320円（以下「本件公開買付価格」という。）、新株予約権1個当たり10万円、買付予定数の下限を1116万3899株（平成24年9月30日現在の発行済株式総数2046万4052株から同日現在の自己株式数371万8204株を控除した株式数の3分の2に該当する株式数）とすること、③エース交易及びエース交易が設置した第三者委員会との間で協議、交渉を重ねた結果、エース交易の普通株式1株当たり320円、新株予約権1株当たり10万円とすることを決定し（なお、エース・インベストメントは、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していない。）、本件公開買付価格は、平成25年2月7日のジャスダックにおける終値298円に対して7.4%、過去1か月間の終値単純平均値251円に対して27.5%、過去6か月間の終値単純平均値251円に対して27.5%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること、④第三者委員会が財務アドバイザーとして選任したトラステイーズから取得した本件株価算定書には、エース交易の株式1株当たりの株式価値が、市場株価平均法によれば251円～298円、DCF法によれば285円～325円であるとされていること、⑤本件公開買付けによりエース交易の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、全部取得手続により、エース交易の発行済普通株式の全てを取得することを企図していること、⑥全部取得手続が実行された場合には、エース交易の株主には取得の対価としてエース交易の別個の種類の株式が交付されることになるものの、交付される別個の種類の株式の数が1株に満たない端数がある株主に対しては、端数の合計数に相当する株式を売却して得られる金銭を交付することになり、その額は本件公開買付価格に株主が所有していた普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であるが、エース・インベストメント以外の本件公開買付けに応募しなかった株主に対して交付しなければならない株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することをエース

交易に対して要請する予定であること等である。

その後、本件公開買付けは、エース交易の株式 1448 万 1352 株（議決権数 14 万 4813 個、総株主等の議決権（16 万 7444 個）に対する割合 86.48%）の応募により成立した。

平成 25 年 3 月 15 日、エース交易は、同年 5 月上旬開催予定の臨時株主総会及び普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会における議決権行使に係る基準日（以下「本件基準日」という。）を、平成 25 年 3 月 31 日と定める旨の公告を行った。

そして、平成 25 年 5 月 8 日に、エース交易の臨時株主総会及び普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、これらを併せて「本件株主総会」という。）が開催された。同臨時株主総会においては、次の〈ア〉ないし〈ウ〉の議案が、同種類株主総会においては、次の〈イ〉の議案がそれぞれ提出され、これらを原案どおり可決する旨の決議が成立した。

〈ア〉 定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式である A 種種類株式を発行する旨の定めを新設する。この定款変更の効力は、この議案を可決する旨の決議が成立した時点で生ずるものとする。

〈イ〉 前記〈ア〉による変更後の定款を一部変更し、エース交易の株式を全部取得条項付種類株式とする旨の定めを新設する。この定款変更の効力発生日は、平成 25 年 6 月 12 日とする。

〈ウ〉 前記〈ア〉及び〈イ〉による変更後の定款に基づき、エース交易が、全部取得条項付種類株式であるエース交易の株式の全部を取得（以下「本件全部取得」という。）し、本件全部取得と引換えに、エース交易の株式を有する株主に対し、エース交易の株式 1 株につき A 種種類株式 238 万 8709 分の 1 株を交付する。その取得日（以下「本件取得日」という。）は、平成 25 年 6 月 12 日とする。

このような事情の下で、申立人らがエース交易発行の全部取得条項付普通株式の取得価格の決定を求めたのが本件である。申立人は、X 1、X 2、X 3 の 3 名である。X 1 は、本件基準日より 2 日前の平成 25 年 3 月 29 日に 100 株取得、その後、本件基準日後の平成 25 年 4 月 9 日に 100 株売却、平成 25 年 5 月 7 日に 100 株取得した。X 2 は、本件基準日後の平成 25 年 4 月 2 日に 1 万 9200 株、同 4 日に 2200 株、同 5 日に 1400 株を取得した。X 3 は、本件基準日の 2 日前の平成 25 年 3 月 29 日に 100 株取得、本件基準日後の同年 4 月 1 日に 100 株取得した。

X 1 および X 2 は、本件基準日当時保有していたエース交易の株式 100 株につき、エース交易に対し、本件株主総会に先立って、本件全部取得に反対する旨を通知し、本件株主総会においても、本件全部取得に反対する旨の議決権行使をした。

III 申立人及びエース交易の主張

申立人らは、本件において大分すると以下の二点について主張をした。一点目は、基準日後取得株主の権利についてである。すなわち、基準日後に株式を取得した株主は、会社法172条1項2号所定の「議決権行使することができない株主」に該当する。そうでなければ、基準日後に株式を取得した株主は、どのような議案が株主総会に上程されるのかわからないまま、株式を取得しなければならないからである。これを前提に、二点目の主張として、本件株式の取得価格として、本件公表日前日のエース交易の市場価格の終値298円に、20%～50%程度の上乗せが必要であるとした。具体的には、 $298\text{円} \times 1.2 = 357.6\text{円}$ 以上の価格が認定されるべきであると主張した。

これに対して、利害関係参加人であるエース交易の主張は、以下のような理由で、X2が本件基準日前に取得した100株を除く本件株式に係る本件申立は、申立適格を欠くものであり、却下されるべきであるというものであった。

すなわち、X1は、本件基準日前にエース交易の株式100株を取得したものの、本件基準日後かつ本件取得日前に同株式を売却しているのであるから、株式取得価格決定申立てにおける継続保有要件を満たしておらず、会社法172条1項1号に基づく株式取得価格決定申立てを行うことはできないという主張である。

そして、株式取得価格決定申立権は、反対株主の株式買取請求権と制度目的を同じくするものであり、平成17年改正前の商法下では、反対株主は基準日後取得株式に係る株式買取請求権を有しないと解されており、会社法の立法経緯からすれば、会社法がその立場を変更したものとは認められない。さらに、会社法172条1項2号は、本来無議決権株式を保有する株主や相互保有株式を保有する株主を念頭に規定されたものであり、同号該当性については、基準日制度の趣旨をも考慮して決せられるべきであるとし、株式取得価格決定申立権は、議決権を前提とする単独株主権であるから、基準日が設定される場合には、基準日当時の株主のみがこれを行ふことができるものと解すべきであると主張した。そしてその主張の理由として、仮に基準日後に株式を取得した株主が会社法172条1項2号に該当することになると、①基準日前から株式を保有していた株主との均衡を失する一方、会社側は株式取得価格決定申立権がどの程度行使されるか把握することができないこととなる、②基準日前から議決権のある株式の株主であった者が基準日後に株式を売却し、買戻しをした場合でも、会社法172条1項2号に該当することになり、同項1号が空文化することになる、③全部取得が株主総会で承認される場合、これに反対した会社法172条1項1号に該当する株主は総議決権の3分の1以下であり、株式取得価格決定申立権が行

基準日後株主の取得価格決定申立てと株主平等原則

使される株式数に制度上の上限があるにもかかわらず、仮に基準日後に株式を取得した株主が同項2号に該当するとなると、当該制限が回避されることになる、と主張した。さらに、基準日と株主総会の議案の関係について、基準日において株主が株主総会の議案を知り得ないという問題は、あらゆる議案において生じる問題であり、基準日後に株式を取得した株主はそのような議案を受け入れる他ない、とした。

そして、取得価格については、ナカリセバ価格（本件においては、全部取得条項付種類株式の取得の原因となった取引が行われなかったならば株主が享受し得る価値）を246円と算出し、本件公開買付価格である320円は、独立当事者間において、実質的な交渉を行うことができるに足りるだけの利益相反関係に配慮した措置が講じられており、第三者機関の評価を踏まえ合理的な根拠に基づく交渉を経て合意に至った価格であり、ナカリセバ価格に約30%のプレミアムを加算した価格であるとして、他のMBO又は完全子会社化の事例におけるプレミアム率に照らし、不相当地低廉であるということはできないとした。なお、ナカリセバ価格246円は、本件公表日以前が、アベノミクスにより、日本の株式市場が歴史的な株価上昇局面にあり、エース交易の株価も、本件公表日前1か月半程度で、67円（約29%の上昇幅）上昇しており、市場の偶然的な要因による影響を排除するために、最低でも本件公表前3か月の市場株価の平均値を用いるべきとして、それに基づき算出された。

IV 裁判所の判断

（1）本件申立ての適法性について

裁判所は、以下のような理由で、本件申立ては適法に行われたと判断した。すなわち、「…、会社法上、同法172条1項2号にいう『当該株主総会において議決権を行使することができない株主』について、更にその種類を、議決権制限株主等、特定の種類の株主に限定する旨の規定は存在しない。また、株式買取請求や買取価格決定の申立ては、会社の基礎に変更がある場合に株主に対して投下資本を回収して経済的救済を得る途を与えることを目的とする制度であり、必ずしも株主が議決権を有していることや議決権を行使したことと上記請求や申立ての前提としなければならない関係にあるわけではないことから、会社法の下では、当該株主総会において議決権を行使することができない株主も、株式買取請求及び買取価格決定の申立てをすることができる」とされ（同法116条2項、117条2項）、全部取得条項付種類株式の取得価格決定の申立てについてもこれと同旨の定めが置かれているのであって（同法172条1項）、平成17年法律第87号による改正前の商法下とは異なり、株式買取請求権や価格決定申立権は議決権とは切り離された権利と

して規律されている。

このような会社法の諸規定や株式買取請求及び価格決定の申立ての制度趣旨に加え、現行制度上、一定の株主総会に係る基準日の時点では、当該株主総会の議題が確定しているとは限らず、株式の全部取得等を議題とする予定であることが常に公表されているとも限らないことを併せ考慮すると、基準日簿に株式を取得したことのみをもって、当該株式に係る取得価格決定申立権が与えられないとまでいうことはできない。したがって、仮に申立人X1が会社法172条1項1号所定の株主に該当しないとしても、本件基準日後株式に係る申立人らが同項2号所定の株主に該当するということができるから、本件基準日後株式に係る申立てが不適法であるという利害関係参加人の主張を採用することはできない。以上のとおり、本件基準日後株式に係る申立てが不適法であるということはできず、他に本件申立てが不適法であるということをうかがわせる点は見いだし難いから、前記前提事実によれば、本件申立ては適法に行われたというべきである。」とした。

(2) 本件株式の取得価格について

裁判所は、会社法172条1項の趣旨について、従来の裁判所の立場を踏襲し、「株式取得価格決定の申立てがされた場合においては、当該株式の取得日における公正な価格をもってその取得価格を決定すべきであり、裁判所が、当該株式の取得日における公正な価格を定めるに当たっては、①取得日における当該株式の客観的価値に加えて、②強制取得により失われる今後の株価の上昇に対する期待を評価した価格を考慮するのが相当である。これを本件についてみると、①は、本件全部取得が行われなかつたならば株主が享受し得る価値であり、②は、本件全部取得後に増大が期待される価値のうち既存株主が享受してしかるべき部分ということができる。そして、裁判所による取得価格の決定は、客観的に定まっている過去の価値を確認するのではなく、新たに「公正な価格」を形成するものであつて、会社法172条1項が取得価格の決定基準について格別規定していないことからすると、会社法は、取得価格の決定を裁判所の合理的な裁量に委ねているものと解するのが相当である（最高裁判所第一小法廷昭和48年3月1日決定・民集27巻2号161頁等参照）」とした上で、本件取得日における本件株式の客観的価値について、「…通常であれば、公開買付けの公表前1か月間の市場株価の終値の平均値をもって算定した価格を当該株式の客観的価値としてみてよいものと解される」が、「…本件公表日当時、株式市場は平成24年11月以降急激な上昇局面にあり、利害関係参加人の株式の市場株価も大きく上昇していたのであり、このような利害関係参加人の市場株価の動向に照らすと、本件において、市場株価の平均値を算定する基礎となる期間を本件公表日前1か月間と設定することは相当ではなく、本件公表日前3か月間と設定するのが相当であり、その算定方法としては、VWAPを用いるのが相当である」として、エース交易の主張を容認した。そして、本件取得日におけるエース交易の株式の客観的価

値を、1株当たり246円であるとした上で、「…本件公開買付け価格である320円は、利害関係参加人の株式の客観的価値のみならず、強制的取得により失われる今後の株価の上昇に対する期待を評価した価格（本件全部取得後に増大が期待される価値のうち既存株主が享受してしかるべき部分）を適切に織り込んだものであったというべきである」とした。

V 本決定の検討

本決定は、グッドマン決定、セレブリックス決定に続き、基準日後株主の全部取得条項付株式の取得価格決定申立権を認めた。まず、制度趣旨については、①「議決権行使することができない株主」を、議決権制限株主等、特定の種類の株主に限定する規定が存在しないこと、②株式買取請求や買取価格決定の申立ては、投下資本回収による経済的救済を得る途を与えることが目的の制度であり、議決権の保有や議決権の行使はその前提ではない③全部取得条項付種類株式の取得価格決定の申立てについても同旨である、とした。

この点、前述の二つの決定と同様、取得価格決定申立権を認めている。しかし、セレブリックス決定においては、株式買取請求や買取価格決定の申立てとの関係につき触れることがなく、その射程が議論されたが、本決定においては、株式買取請求や買取価格決定の申立てと全部取得条項付種類株式の取得価格決定の申立てについて、「同旨」であるとしていることから、本決定の射程は株式買取請求及び買取価格決定の申立てを含むと考えられる。であるならば、裁判所は従来の通説とは異なる解釈を採用することが明らかになったといえよう。

本決定では、X1、X2、X3すべてについて、上述の理論構成で申立適格が認められた。しかし、X1、X2、X3は、それぞれ異なる経緯の株主である。

X1は、基準日二日前である3月29日に100株を取得し（以下、「X1-1取得株式」という。）、この株式に基づき、本件株主総会に先立って反対の通知を行い、本件株主総会においても反対の議決権行使をした。しかし、X1は、X1-1取得株式を基準日と株主総会開催の間の4月9日に売却した（以下、「X1-2売却株式」という。）。このことにより、X1-1取得株式に基づく議決権行使は可能であるが、価格決定申立をした時点ではX1-1取得株式は失っているため、X1-1取得株式に基づく申立適格はないことになる。しかしながらX1は、本件総会開催前日の5月7日に、100株取得（以下、「X1-3取得株式」という。）した。このX1-3取得株式ゆえに、X1は基準日後取得株主となる。

X3は、申立人3名の中で最も多くの株式を保有するが、そのすべてが基準日後株主総会開催前の4月2日から4月5日の間で取得されたものである（以下、「X3取得株式」という。）したがつ

て、X3取得株式ゆえに、X3は基準日後取得株主となる。

X2は、基準日二日前の3月29日に100株取得（以下、「X2-1取得株式」という）し、X1と同様、このX2-1取得株式に基づき、株主総会前に反対の意思を通知し、本件株主総会においても、反対の議決権行使をした。したがって、このX2-1取得株式に関しては、X2は会社法172条1項1号の株主となり申立適格を有することになる。さらにX2は、基準日翌日、本件株主総会開催前の4月1日に、100株取得（以下、「X2-2取得株式」という）した。このX2-2取得株式に係るX2の申立適格を認める場合には、二種類の理論があり得る。すなわちX2-1取得株式における反対株主という立場が、X2-2取得株式にも承継されるという見解と、基準日後株主にも申立適格が認められるとする見解である。本決定においては、前者は採用されず、後者の見解が採用された。

さらに、現実的に、基準日の時点で当該株主総会の議題が確定しているとは限らないこと、株式の全部取得を議題とする予定であることが常に公表されているとも限らないといった根拠を挙げている。この点についても、基準日後株主による株式買取請求及び買取価格決定の申立てに係る肯定説の立場に立脚していると考えられる。

VII むすびにかえて

平成25年後半に、東京地裁においてグッドマン決定、セレブリックス決定、エース交易決定と、全部取得条項付普通株式の取得価格決定申立てにおける基準日後株主の申立適格が争点の一つとなる事例が続いた。従来、基準日後株主の申立適格については、組織再編等に係る反対株主の買取請求権及び買取価格決定申立てとの関係で学説及び判例があったところに、新たな議論がもたらされたものである。

従来の通説は、基準日後株主の申立適格に否定的立場であり、その論拠として特に、立法過程上、「議決権行使できない株主」とは議決権制限株主などの株主を念頭に置いているという点や会社法制定以前の商法の下での解釈の変更は行われていないという点が強調されてきた。しかし、三決定は、解釈変更が行われたという肯定説の立場に立脚している。

そもそも、既存株式に全部取得条項を付するにあたっては、特別多数の株主の賛成によって決議され、また、その後の取得についても同様である。この点、株主全員の同意が必要とされる取得条項付種類株式とは異なる扱いがされている。そして、全部取得条項付種類株式に関して反対する少数株主が救済を求める手続きとしては、株式買取請求権及び価格決定請求権が、主要なものとなる⁽³⁾。従って、この救済の途を狭めることは、極力回避すべきであろう。

基準日後株主の取得価格決定申立と株主平等原則

そして、価格決定がされた場合に、その効果は申立をした株主に限られると解される。しかしながら、この点、株主平等原則に違反する可能性があり得る。このことが、裁判所が申立適格を認めた上で、会社が提示していた取得価格が妥当と考えられる範囲である限り、会社が示した取得価格が、認められる傾向となる遠因ではなかろうか。

参考文献

相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔編著「論点解説 新・会社法千問の道標」商事法務（2006）

相澤哲編著「一問一答 新・会社法」商事法務（2005）

江頭憲次郎「会社法」有斐閣

酒巻俊雄・龍田節編集「逐条解説 会社法 第二巻」（2008）

山下友信編「会社法コメントール」

注

- (1) 東京地決平成25年9月17日
- (2) 東京地決平成25年7月31日
- (3) 藤田友敬「新会社法における株式買取請求権制度」江頭憲治郎先生還暦記念企業法の理論（上巻）商事法務（2007）